

(3) ②様式第3号-2 (報告書)

※文字のフォント、大きさは Meiryo UI / 12 ポイント以上とし、行間・文字間、上下左右の余白は変更しないでください。

※写真は、進行プログラムに沿って適宜、右ページに簡単な説明文を添えて貼り付けてください。

※必ず A3 片面 1 枚におさまるように作成してください。ファイルサイズは 5 MB 以下としてください。

NITS・教職大学院・教育委員会等 コラボ研修プログラム 支援事業報告書	主催：国立大学法人弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻 〔教職大学院〕 後援：青森県教育委員会
	事業名：NITS・教職大学院コラボ研修プログラム支援事業
	研修等名：【NITS・教職大学院コラボ研修（公開セミナー）】 学校と保護者のいい関係づくり ートラブルを大きくさせないために学校が気を付けるべきことー
	開催日時：令和7年1月11日 10時00分～15時30分 開催場所：弘前大学（青森県弘前市文京町1番地） 参加人数：121人（教育関係者、学生 対面53人、オンライン68人）

目的：

本研修プログラムは、「学校・教員の保護者対応」に関して、保護者との関係づくりや、難しい保護者対応トラブルに直面した際に、学校や教師として何を基本とすべきか、何をすべきかについて、法的知識を基盤に誠実な対応を行うために教師の意識を高め、資質・能力の向上を目的とした合同研修会である。パネルディスカッションでは、教職大学院院生がファシリテーターを務め、小野田先生と木下弁護士、現職教員の院生との対話を通して、各校種の立場からの悩みや課題、気づきや発見を意見交換し、今後の実践の可能性を検討する機会とする。なお、当日は会場に加え、ZOOM によるオンライン配信も実施し、ハイブリッド形式で地理的制約を超えて参加しやすい環境を整備することで、保護者対応に関心のある多くの教師が学び合える場とする。

内容：※全体発表の内容をテーブル起こしするなど、具体的に記載してください。

【第1部：大阪大学名誉教授、小野田正利先生による講演】

学校の法的知識を基盤とした誠実な対応、保護者との関係づくり、教員のメンタルヘルスの重要性についてDVD も含め具体的な事例を交えながら語られた。複雑化する保護者対応においては、冷静かつ透明性のある対応が求められ、「問題が小さくなればよしとする」という段階的な改善の視点が重要とされた。特に、保護者の過去の学校体験が不信感や不満の要因となるケースが多く、背景を理解することの必要性が指摘された。また、「まっとうな要求は受け入れ、理不尽な要求は認めない」という学校の姿勢が示された。いじめや不登校などの問題では、子どもの気持ちを丁寧にくみ取ることが強調され、記録の視覚化・共有化の重要性も指摘された。さらに、教員のメンタルヘルスについては、理不尽な要求が大きなストレス要因となるため、精神科医との連携やレジリエンスを高めることの必要性が述べられた。

【第2部：パネルディスカッション】

学校現場でのトラブル対応について、小野田先生と木下弁護士、院生が、院生の現場での経験や、事前に参加者から寄せられた質問等、保護者対応、いじめ、不登校、ネット問題など多岐にわたる視点から議論し、具体的な対策や法的側面からの考察を示しました。

小野田先生は、保護者対応について、「相手も人間なので対等な立場で」「大きな声を出すのをやめてください」と伝えることを推奨し、早期に学校側の意向を伝える重要性を強調し、また、学校だけで抱え込まず、警察への相談も視野に入れるべきだと述べた。いじめ問題に関しては、「いじめ防止対策推進法」により「気がするいじめ」が増加し、教師の負担が増している現状を指摘しつつ、法的知識に基づいた誠実な対応が必要だと述べた。不登校については、学校が摩擦を乗り越える場である一方で、安否確認と教育の保障が課題であると指摘した。さらに、教員の過剰な負担を軽減するため、根本的な構造の見直しが必要であると主張した。

木下弁護士は、保護者の行為が犯罪に該当する場合（金銭要求、脅迫など）を具体的に示し、学校が警察との連携をためらう傾向があるが、犯罪行為でなくても警察に相談することが児童生徒を守る結果につながると述べた。また、「不適切な指導」を完全に無くすことは難しいとし、問題が起きたら隠さずに謝罪することが大切だと述べた。いじめ対応については、学校が決定権を持つべきだと述べた。録音については、特別な契約がない限り許可なく録音しても違法ではないと説明したが、録画は肖像権に関わる可能性があるとは指摘した。ネットでの拡散に関しては、学校や自治体で決まりを作り、教師を含め、特定の個人を晒すことを目的にしている場合は名誉毀損に繋がる可能性もあると述べた。最後に、謝罪については、法的責任と道義的責任を区別し、道義的な謝罪は円滑な話し合いに必要だと述べた。

このディスカッションを通じて、学校現場が抱える問題は非常に複雑で多岐にわたることが改めて認識できた。保護者との適切なコミュニケーション、いじめ問題への慎重な対応、不登校への柔軟な支援、ネット上でのトラブルへの対策など、現場の教員は様々な問題に対応する必要がある。小野田先生が指摘するように、学校が抱え込みすぎず、外部機関との連携を密にすることが重要であると感じた。また、木下弁護士が述べたように、法的側面からの知識を持つことも、トラブルを解決する上で不可欠であろう。早期相談の重要性も強調されており、問題が深刻化する前に専門家の助けを求めることが重要である。

成果：※参加者の声など客観的な情報・データとともに記載して下さい。

研修の評価は、5段階評価で平均値は約 4.8 であった。参加者は、「法的な知識を基盤とした誠実な対応」、「保護者の不安、不満、背景にあるものに考えを巡らせること」が特に有意義だったと述べていた。「小野田先生の講演が大変勉強になった」、「木下先生の学校の法的責任と道義的責任のお話が聞けてよかった」という声や、「保護者をリスペクトし、敵としない」という考え方に納得した」という意見もありました。「記憶より記録、対立ではなく対話」といったキーワードも印象に残ったようであった。「組織的な対応の必要性を感じた」という意見や、「教職員がチームで対応することの重要性を学べた」という意見、「普段の対応が間違っていなかったと自信を持つことができた」という意見もあり、参加者を勇気づけることができたと思う。一方「ワークショップを取り入れて周りとのやり取りがあれば良い」、「午前か午後かを選んで参加できると、より参加しやすくなる」という意見、「パネルディスカッションは内容が少し漠然となってしまった」という意見や、「オンラインで中継されていることを考えた場合には質問を躊躇する」という声もあり、これらの意見を踏まえ、今後の研修内容と運営方法の改善につなげたい。

「NITS からの提案（第一次）」との関連における研修担当者としての気付き

今回の研修では、「NITS からの提案」に基づき、「教える」から「学びをデザインする」視点へと転換し、研修を設計した。研修目標は「保護者対応における教員の専門性向上」とし、①保護者の心理的背景への理解、②法的知識を活用した対応、③教員自身のメンタルヘルスの重要性を柱とした。「研修デザインの三角形」を活用し、研修目標・内容・過程をバランスよく検討。内容は、小野田正利先生の講演と木下弁護士、院生を交えてのパネルディスカッションを軸とし、具体的事例や法的視点を取り入れた。過程では、特に「豊かな気付きが醸成される学び」を意識した。小野田先生は、保護者対応において「まっとうな要求は認めるが、理不尽な要求は受け入れない」姿勢が重要と述べ、参加者は自身の経験と照らし合わせながら考察を深めた。木下弁護士の解説では、具体的な法的根拠に基づく対応を学び、安心して実践できる知識を得た。「探究型研修」として、参加者の問いを重視した内容構成とし、質疑応答を行うことで、個々の課題に即した学びを提供した。研修後も学びを継続する重要性を踏まえ、研修会後には講義やディスカッション内容の抄録、事後アンケートを参加者にフィードバックする。参加者からは、「法的な知識を基盤とした誠実な対応」「保護者の背景にあるものに考えを巡らせること」「子供の最善の利益のためにどのように考えればよいか知ることができ大変有意義でした」などの感想が寄せられた。これらの声から、研修が参加者の学びを深め、実践に繋がる一助になったと考えられる。今回の研修での学びを活かし、今後も研修担当者として、参加者と共に学びを深め、教育現場の課題解決に貢献できるよう努めていく。

アイデアや工夫したこと：※実際の様子がより分かるよう、必要に応じて写真や図を用いて説明してください。

- ・対面とオンラインのハイブリッド開催としたことで、冬の県内・外の参加者に情報を発信できた。Zoom を用いたことで、特に県外から多くの方に参加いただけた。
- ・回答のしやすさや効率化を図るために、申込受付やアンケート収集等は web フォームを使用した。メールを利用した資料・事務連絡の事前配布で、参加者の事情による直前の対面・Zoom 変更もスムーズであった。
- ・教育の専門家と法律の専門家による「保護者対応」についての研修会ができたことは意義深いと考える。

